

岐阜県公報

目次

岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	二
岐阜県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三
岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例	(環境生活政策課)	三
岐阜県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	(健康福祉政策課)	四
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	四
岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(子ども家庭課)	六
岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	(同)	六
岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	(地域福祉国保課)	六

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三八号)
- 一 不動産取得税
 - 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が取得する老朽化した商業施設等について、価格の二分の一を控除する課税標準の特例措置を平成二十七年三月三十一日まで講ずることとした。(附則第七条関係)
 - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例は、二の一部を除き、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 岐阜県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例(条例第三九号)
- 一 「地方税法」の一部改正に伴い、岐阜県固定資産評価審議会の委員の定数の上限を定めることとした。(第一条関係)
 - 二 委員の任期を三年とすることとした。(第四条関係)
 - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 四 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例(条例第四〇号)
- 一 再生可能エネルギー等を活用した災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するための事業に要する資金に充てるため、岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金を設置することとした。(第一条関係)
 - 二 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。(第一条関係)
 - 三 その他岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金に関し必要な事項について定めることとした。

号外(一) 平成二十五年 十月十六日

四 この条例は、平成二八年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

五 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例(条例第四一〇号)

一 「社会福祉法」の一部改正に伴い、岐阜県社会福祉審議会の委員の定数の上限等を定めることとした。(第一一条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四二二号)

一 「児童福祉法」に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所において児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供できるよう新たな基準を定めることとした。(第五五条の八及び第七二条の四関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四三三号)

一 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所において生活介護又は短期入所を行うための基準のうち、当該事業所の登録定員等の人数に、児童発達支援又は放課後等デイサービスの提供を受ける障害児の数を含めることとした。(第九三条及び第一〇六条関係)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第四四四号)

一 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の題名の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第三関係)

二 この条例は、平成二六年一月三日から施行することとした。

岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例(条例第四五五号)

一 「児童福祉法」の一部改正に伴い、岐阜県児童福祉審議会の委員の定数の上限を定めることとした。(第一一条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第四六六号)

一 「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」の一部改正に伴い、県調整交付金の算定の特例に関する適用期限を「平成二五年三月三十一日」から「平成二三年三月三十一日」に延長することとした。(附則第四項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二五年岐阜県条例第二二二号)の一部を次のように改正する。附則第七条第三項中「第五項まで」の下に「及び第十四項」を加え、同条に次の一項を加える。

14 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第二号に掲げる契約のうち施行令附則第七条第十九項に規定するものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控

除する。

- 一 建替え(建替えが必要な家屋として施行令附則第七條第二十項に規定するもの当該建替えに限る。)その他施行規則附則第三條の二の十七に規定する行為により家屋(都市機能の向上に資する家屋として施行令附則第七條第二十一項に規定するものに限る。以下この項において「特定家屋」という。)の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地
- 二 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として施行令附則第七條第二十項に規定するもの
- 三 第一号に掲げる土地の上に新築される特定家屋
- 四 特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として施行令附則第七條第二十項に規定するもの
- 五 前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

附則第七條の四第一項中「附則第三條の二の十九」を「附則第三條の二の十八」に改める。

附則第九條の二第一項中「で定める」を「附則第十六條の二の十一第一項に規定する」に改める。

附則第十一條の二の二第一項中「で定める」を「附則第十八條の二第一項に規定する」に改める。

附則第十一條の三第一項中「で定める」を「附則第十八條の三第一項に規定する」に改め、同條第二項中「で定める」を「附則第十八條の三第二項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十六号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九條の二第一項、第十一條の二の二第一項及び第十一條の三の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

岐阜県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十九号

岐阜県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

岐阜県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年岐阜県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。
- 第五条を第六条とする。
- 第四条第二項中「定数の」を削り、同条を第五条とする。
- 第三条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条を第四条とする。
- 第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)
 第二条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例

(設置)
 第一条 再生可能エネルギー等を活用した災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進するための事業に要する資金に充てるため、岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)
 第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)
 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることがで

きる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。)として金融機関に預け入れ、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故(預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。)が発生したときは、当該金融機関に対する債務(借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。)と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

岐阜県社会福祉審議会条例(平成十二年岐阜県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条第五項中「第八条第二項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十五人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の七」を「第五十五条の八」に改める。

第五十五条の五中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改める。

第五十五条の六及び第五十五条の七中「の各号」を削り、「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改める。

第二章第二節中第五十五条の七の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第五十五条の八 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において

児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十五条の五（第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス

基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十三条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の四において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十二条中、「第四十四条中、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」とを削る。

第七十二条の四中、「第五十五条の七」を「から第五十五条の八まで」に改める。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第二号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第三号中「發揮しうる」を「發揮し得る」に改め、同条第四号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第七十二条の四において準用する指定通所支援基準条例第五十五条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第二号中「利用者の数」を「障害者及び障害児の数」とに改め、同条第四号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第六百八十五条第一項中「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）」及び「同条例」を「指定通所支援基準条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三岐阜県立千草寮（以下この項において「施設」という。）の項業務の範囲の欄第一号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉審議会条例（平成十二年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年岐阜県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成二十五年度分の予算に係る県調整交付金から適用する。

平成二十五年十月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社